

平成22年及び27年国勢調査 匿名データの作成方針（案）

1 基本的な考え方

本調査の匿名データ化については、「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）の匿名化処理基準に準拠した秘匿措置を講じて作成・提供する。ただし、社会情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案し、当該年次の特性に応じた措置を講じる。

2 作成する匿名データの構成概要

今まで作成を行ってきた国勢調査に係る匿名データと同様、以下の匿名データを作成する。

	調査本体の 標本の大きさ	サンプリング率	匿名データの 標本の大きさ
平成22年	約5,200万世帯	1%	約52万世帯
平成27年	約5,300万世帯	1%	約53万世帯

3 適用する匿名化処理

本調査では、ガイドラインの匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用する。

なお、廃止の調査項目及び社会情勢の変化等による変更点は以下のとおり。

(1) 廃止の調査項目

就業時間（平成22年～）

家計の収入の種類（平成22年～）

(2) 社会情勢の変化等

- ・ 年齢のトップコーディング（平成22年～）

人口高齢化により、85～89歳の割合が増加したため、85歳以上を90歳以上に引き上げる（しきい値基準）